

## 第2次廃棄物処理計画に係る施策の実績・効果等について（概要）

## ◆ 一般廃棄物に関する施策

課題	施策の実施状況	効果・実績																																			
発生抑制及び減量化	<u>生活系ごみの減量化等の推進</u> ○生活系ごみの減量化等の推進 ・ごみの排出量や収集有料化の状況等について、市町に情報提供するとともに、県ホームページへ掲載し、県民へ情報提供	○生活系ごみの排出状況 H17：66.1万t H20：60.8万t <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>5.3万t（8.0%）減少</td> </tr> </table>	}	5.3万t（8.0%）減少																																	
	}	5.3万t（8.0%）減少																																			
	○レジ袋無料配布中止の取組（H21） ・21年10月から県内一斉レジ袋無料配布中止	○レジ袋無料配布中止に関する協定締結事業者数 H21末現在：26事業者、約400店舗																																			
	<u>事業系ごみの減量化等の推進</u> ○事業系ごみの減量化等の推進	○事業系ごみの排出状況 H17：40.5万t H20：34.5万t <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>6.0万t（14.8%）減少</td> </tr> </table>	}	6.0万t（14.8%）減少																																	
}	6.0万t（14.8%）減少																																				
<u>ごみ収集の有料化の導入</u> ○ごみ収集有料化の取組支援 ・国で策定する「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づき、ごみ処理の有料化に向けた市町の取組を支援	○生活系ごみの有料化の状況（可燃ごみ、大型ごみ等の有料化） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施市町数</th> <th>実施割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>13</td> <td>56.5%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>18</td> <td>78.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施市町数	実施割合	H17	13	56.5%	H21	18	78.3%																											
区分	実施市町数	実施割合																																			
H17	13	56.5%																																			
H21	18	78.3%																																			
適正処理対策の推進	<u>適正処理の推進</u> ○適正処理の推進	・し尿・ごみ処理施設等の定期的な立入検査を実施 ・在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引（H20.3）について、市町・関係一部事務組合へ周知																																			
	<u>海ごみ対策の推進</u> ○地域廃棄物対策支援事業（海ごみ対策）による市町への支援 ・海ごみ処理対策事業（H20・21） 住民の参加による漂着ごみの回収及びその処理事業への支援	○地域廃棄物対策支援事業補助実績（海ごみ対策） H20：3市町（370千円） H21：3市町（275千円）																																			
処理施設の確保	<u>市町処理施設の計画的整備の推進</u> ○一般廃棄物処理施設整備の促進 H19：新規整備開始施設 2施設 H20：新規整備開始施設 2施設 H21：新規整備開始施設 3施設	○施設整備の内容 H19：汚泥再生処理センター（三次市） ストックヤード（江田島市） H20：熱回収施設（広島市） 汚泥再生処理センター（三次市） H21：最終処分場（広島市） 汚泥再生処理センター（福山市） 最終処分場（府中市）																																			
生活排水対策（し尿等）の推進	<u>下水道等の整備の推進</u> ○公共下水道の整備 ○流域下水道の整備 ○農業集落排水事業 ○漁業集落環境整備事業	○汚水処理人口普及状況（単位：%） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道普及率</td> <td>62.3</td> <td>63.3</td> <td>64.2</td> <td>65.2</td> <td>66.2</td> <td>67.0</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水・漁業集落排水処理普及率</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>浄化槽普及率</td> <td>10.6</td> <td>11.1</td> <td>11.2</td> <td>11.4</td> <td>11.0</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74.5</td> <td>76.1</td> <td>77.2</td> <td>78.5</td> <td>79.2</td> <td>80.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	公共下水道普及率	62.3	63.3	64.2	65.2	66.2	67.0	農業集落排水・漁業集落排水処理普及率	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.0	浄化槽普及率	10.6	11.1	11.2	11.4	11.0	11.1	合計	74.5	76.1	77.2	78.5	79.2	80.1
	区分		H15	H16	H17	H18	H19	H20																													
	公共下水道普及率		62.3	63.3	64.2	65.2	66.2	67.0																													
農業集落排水・漁業集落排水処理普及率	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.0																															
浄化槽普及率	10.6	11.1	11.2	11.4	11.0	11.1																															
合計	74.5	76.1	77.2	78.5	79.2	80.1																															
<u>浄化槽の整備の推進</u> ○浄化槽の整備 ・小型浄化槽設置整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業																																					
<u>浄化槽の適正な管理の推進</u> ・浄化槽の適正な維持管理の徹底や法定検査率の向上に向けた啓発 ・浄化槽法定検査機関との連携	○浄化槽の法定検査受検率の推移（単位：%） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広島県</td> <td>定期検査 Ⅱ条施設</td> <td>15.8</td> <td>18.4</td> <td>19.4</td> <td>21.2</td> <td>26.0</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td>定期検査 Ⅲ条施設</td> <td>16.5</td> <td>17.9</td> <td>20.2</td> <td>23.8</td> <td>25.7</td> <td>27.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	区分								広島県	定期検査 Ⅱ条施設	15.8	18.4	19.4	21.2	26.0	34.1	定期検査 Ⅲ条施設	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2					
年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20																														
区分																																					
広島県	定期検査 Ⅱ条施設	15.8	18.4	19.4	21.2	26.0	34.1																														
	定期検査 Ⅲ条施設	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2																														
		・本県の法定検査の受検率は、17年度末現在で19.4%と低い状況にあったが、19年度から法定検査機関の複数化や効率的な検査の導入などにより、受検率は向上している。 H21の受検率：42.4%（推計値）																																			

◆ 産業廃棄物に関する施策

課題	施策の実施状況	効果・実績
減量化 発生抑制及び	<u>産業廃棄物埋立税制度の活用</u> ○産業廃棄物埋立税の延長 ○産業廃棄物埋立税充当事業の実施	○産業廃棄物の最終処分量 H17：60.4万t H20：52.5万t } 7.9万t（13.1%）減少 ○産業廃棄物埋立税充当事業の実績 H19：18事業，249,880千円 H20：21事業，387,345千円 H21：21事業，911,012千円
適正処理対策の推進	<u>排出事業者責任の徹底</u> ○排出事業者講習会開催 ○産業廃棄物管理票交付状況等報告（H20・21）	○排出事業者講習会受講者数 H19：1,200人（10会場） H20：1,426人（12会場） H21：1,803人（11会場） ○報告枚数（マニフェスト枚数） H20：338,634枚 H21：345,719枚
	<u>監視指導の強化</u> ○監視・指導	・排出事業者や処理業者への立入検査を実施
	<u>有害産業廃棄物の適正処理の推進</u> ○アスベスト廃棄物対策の推進 ・排出事業者及び処理業者に対する立入等を実施し、アスベストに係る改正基準の周知及びアスベスト廃棄物の適正処理を指導	○アスベスト廃棄物処理施設整備事業（地域グリーンニューディール基金事業） H21：1事業者，補助額175,000千円（補助率1/2）22年度に補助採択
	○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進	・広島県PCB廃棄物処理計画の策定（H19）及び保管事業者への周知
	○ダイオキシン類削減対策の推進	・焼却施設等に対して，施設改善や焼却灰の溶融処理等を指導
	○感染性廃棄物の適正処理の推進	・感染性産業廃棄物処理業者や医療監視等に併せて医療機関に対して適正処理を指導
	<u>優良な産業廃棄物処理業者の育成</u> ○優良な産業廃棄物処理業者の育成 ・「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度事務取扱要領」を作成し優良業者の認定を支援	○「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に基づく，優良な業者の適合認定件数 H19～21：69件
<u>産業廃棄物の広域移動への対応</u> ○産業廃棄物広域移動対策 ・リサイクル等，広域処理が必要なものを除き県内処理を推進 ・県外からの産業廃棄物の搬入に対して事前協議を求め，その性状や処分業者の能力等を確認し，適正処理を確保 ・施設整備指導，県外産業廃棄物事前協議要綱の運用	○県外産業廃棄物事前協議要綱に基づく事前協議件数 H19：714件 H20：1,592件 H21：1,028件	
処理施設の確保	<u>処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導</u> ○産業廃棄物最終処分場の高度監視 ・小型ヘリコプターに3次元レーザー測量機器を搭載し，上空から処分場の現況等を監視	○産業廃棄物最終処分場の高度監視 H19：10施設 H20：13施設 H21：8施設
	<u>最終処分場跡地の安全対策の推進</u> ○最終処分場跡地の安全対策 ・廃止した最終処分場跡地を指定し，当該土地の形質変更の際に，生活環境保全上の支障が生じないよう適正な跡地管理を推進	○最終処分場の跡地指定件数 H19：0件 H20：13件 H21：3件
	<u>公共関与による処理事業の推進</u> ○公共関与による産業廃棄物処理事業 ・五日市地区及び箕島地区処分場の後継処分場として，広島地域（出島地区）及び備後地域（箕沖地区）において新たな最終処分場の整備を推進	○出島地区処分場の平成23年度中の受入開始を目指し，工事及び地元調整を実施

◆ 不法投棄防止対策に関する施策

課題	施策の実施状況	効果・実績																																				
不法投棄監視体制の強化	<b>不法投棄監視体制の強化</b> ○監視・パトロール ・車両、船舶及びヘリコプターによる陸海空からの定期的なパトロールや車両検査の実施による不法投棄等の未然防止	○パトロール回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>車両</th> <th>ヘリ</th> <th>船舶</th> <th>車両検査※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>74</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>58</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>87</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> ※運搬車両を停止させ、産業廃棄物の運搬状況を確認する検査	区分	車両	ヘリ	船舶	車両検査※	H19	74	8	8	10	H20	58	3	8	10	H21	87	5	7	10																
	区分	車両	ヘリ	船舶	車両検査※																																	
	H19	74	8	8	10																																	
	H20	58	3	8	10																																	
H21	87	5	7	10																																		
○不法投棄対策班の活動 ・不法投棄対策班（現職警官及び警察官OB）を県庁に設置し、不法投棄監視活動、事案対応を実施	○不法投棄対策班出勤回数 H19：262回、H20：244回、H21：373回																																					
<b>市町の不法投棄防止対策に対する支援</b> ○地域廃棄物対策支援事業 ・市町が実施する不法投棄監視など不法投棄防止対策に関する事業への支援	○地域廃棄物対策支援事業補助実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">実施市町数</th> <th colspan="5">主な事業内容(市町数)</th> <th rowspan="2">補助金交付額(千円)</th> </tr> <tr> <th>監視パトロール</th> <th>監視カメラ</th> <th>防止ネット・防止柵</th> <th>パンフレット・看板等</th> <th>不法投棄物の回収撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>27,981</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>45,815</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>47,917</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施市町数	主な事業内容(市町数)					補助金交付額(千円)	監視パトロール	監視カメラ	防止ネット・防止柵	パンフレット・看板等	不法投棄物の回収撤去	H19	15	10	7	10	3	—	27,981	H20	20	15	9	3	16	12	45,815	H21	21	15	7	4	17	12	47,917
年度	実施市町数			主な事業内容(市町数)						補助金交付額(千円)																												
		監視パトロール	監視カメラ	防止ネット・防止柵	パンフレット・看板等	不法投棄物の回収撤去																																
H19	15	10	7	10	3	—	27,981																															
H20	20	15	9	3	16	12	45,815																															
H21	21	15	7	4	17	12	47,917																															
○産業廃棄物立入検査に係る県職員併任制度の開始（H21） ・7市4町の市町職員に併任辞令を交付(併任職員48名) ○業界団体との不法投棄通報協定の締結 ・建設業等の5団体と締結	○併任職員による産業廃棄物の立入検査 H21：66件																																					

◆ 循環型社会形成に関する施策

課題	施策の実施状況	効果・実績																																																														
リサイクルの推進	<b>リサイクル産業への支援</b> ○産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 ・事業者が実施するリサイクル技術の研究開発を支援 H19：1件、H20：3件、H21：2件	○事業化件数：2件 ・廃プラスチック連続油化装置の製品化 ・未利用果皮を利用した菓子の商品化																																																														
	○産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 ・事業者が実施するリサイクル技術の施設整備を支援 H19：1件、H20：1件、H21：4件	○計画処理量（H15～21） ・計134,936t/年 主な処理物の内訳 建設汚泥：46,447t/年(計画処理量34%) 廃自動車：27,690t/年(計画処理量21%) 食物残さ：19,380t/年(計画処理量14%)																																																														
	○循環型社会形成推進機能強化事業 ・産学連携により廃棄物リサイクル技術の研究開発を行い、技術移転に取り組む団体（NPO広島循環型社会推進機構）に対して研究開発費を助成（研究テーマ）H19：20件、H20：22件、H21：19件	○事業化した研究 ・廃プラスチックをゴミ袋へ再生するリサイクル技術 ・廃石膏ボードの再資源化技術（アスファルト舗装のフィラー材として活用）																																																														
	○リサイクル製品使用促進事業 ・県HP、パンフレット等で広島県登録リサイクル製品の情報を紹介することにより、公共事業をはじめ県民や事業者に対して県内産リサイクル製品の使用を促進 H19末現在：309製品 H20末現在：425製品 H21末現在：471製品	○広島県登録リサイクル製品使用実績 ・県公共工事における登録リサイクル製品使用量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>品目名</th> <th>単位</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1種</td> <td>改良土関係</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>3,268</td> <td>3,799</td> </tr> <tr> <td>ブロック関係</td> <td>個</td> <td>5,480</td> <td>5,270</td> </tr> <tr> <td>アスファルト関係</td> <td>t</td> <td>—</td> <td>1,654</td> </tr> <tr> <td>鋳鉄製入孔鉄蓋</td> <td>組</td> <td>—</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>堆肥原材料</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>55</td> <td>45,998</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第2種</td> <td>木材チップ</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>—</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>再生砕石</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>84,274</td> <td>76,737</td> </tr> <tr> <td>再生粒度調整砕石</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>6,265</td> <td>4,408</td> </tr> <tr> <td>再生砂</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>310</td> <td>1,361</td> </tr> <tr> <td>インターロッキングブロック</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>268</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>緑化基盤材、吹付材</td> <td>kl</td> <td>2,240</td> <td>1,233</td> </tr> <tr> <td>パーク堆肥</td> <td>kg</td> <td>12,244</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>擬木</td> <td>m</td> <td>75</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>t</td> <td>64,349</td> <td>69,066</td> </tr> </tbody> </table>	種別	品目名	単位	H19	H20	第1種	改良土関係	m <sup>3</sup>	3,268	3,799	ブロック関係	個	5,480	5,270	アスファルト関係	t	—	1,654	鋳鉄製入孔鉄蓋	組	—	17	堆肥原材料	m <sup>3</sup>	55	45,998	第2種	木材チップ	m <sup>3</sup>	—	217	再生砕石	m <sup>3</sup>	84,274	76,737	再生粒度調整砕石	m <sup>3</sup>	6,265	4,408	再生砂	m <sup>3</sup>	310	1,361	インターロッキングブロック	m <sup>3</sup>	268	22	緑化基盤材、吹付材	kl	2,240	1,233	パーク堆肥	kg	12,244	438	擬木	m	75	—	再生加熱アスファルト混合物	t	64,349
種別	品目名	単位	H19	H20																																																												
第1種	改良土関係	m <sup>3</sup>	3,268	3,799																																																												
	ブロック関係	個	5,480	5,270																																																												
	アスファルト関係	t	—	1,654																																																												
	鋳鉄製入孔鉄蓋	組	—	17																																																												
	堆肥原材料	m <sup>3</sup>	55	45,998																																																												
第2種	木材チップ	m <sup>3</sup>	—	217																																																												
	再生砕石	m <sup>3</sup>	84,274	76,737																																																												
	再生粒度調整砕石	m <sup>3</sup>	6,265	4,408																																																												
	再生砂	m <sup>3</sup>	310	1,361																																																												
	インターロッキングブロック	m <sup>3</sup>	268	22																																																												
	緑化基盤材、吹付材	kl	2,240	1,233																																																												
	パーク堆肥	kg	12,244	438																																																												
	擬木	m	75	—																																																												
再生加熱アスファルト混合物	t	64,349	69,066																																																													

課題	施策の実施状況	効果・実績												
リサイクルの推進	<b>公共事業で発生する廃棄物の資源化、再生利用の促進</b> ○公共事業で発生する廃棄物の資源化、再生利用の促進	・県公共工事において、「建設副産物適正処理実施要領」や「再生資源利用促進実施要領」に基づき、公共事業で発生する廃棄物の資源化や再生利用を促進												
	<b>各種リサイクル法の推進</b> ・容器包装リサイクル法など、各種リサイクル法に基づくリサイクルが円滑に実施されるよう、普及啓発や監視・指導等を実施	・容器包装リサイクル法の推進 ・家電リサイクル法の推進 ・建設リサイクル法の推進 ・自動車リサイクル法の推進												
エコタウン構想の推進	<b>びんごエコタウンモデル地区の整備促進</b> ○びんごエコタウンモデル地区形成促進事業（H18, 19） ・「びんごエコ団地」の整備を実施 ○びんごエコタウン推進事業（H20, 21） ・「びんごエコ団地」の分譲を推進 ・分譲促進のため企業立地支援制度を創設	○「びんごエコ団地」の造成工事・公募分譲 H18・19：整地、道路・上下水道等→分譲6区画完成 H20：分譲開始→1社に2区画販売（H22立地予定） H21：各種広報等による販売促進 ○びんごエコ団地の概要 <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>福山市箕沖町</td> </tr> <tr> <td>分譲面積</td> <td>5.8ha うち2.0ha(2区画))分譲済</td> </tr> </table>	所在地	福山市箕沖町	分譲面積	5.8ha うち2.0ha(2区画))分譲済								
	所在地	福山市箕沖町												
分譲面積	5.8ha うち2.0ha(2区画))分譲済													
	<b>福山リサイクル発電事業の推進</b> ○福山リサイクル発電事業の推進 ・一般廃棄物の広域処理及びリサイクルを行いCO <sub>2</sub> 削減等環境対策及び資源、エネルギー対策を推進	○福山リサイクル発電の稼働実績 ・参加市町:9市町(H16.4稼働) <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>RDF処理量</td> <td>7.5万t</td> <td>7.1万t</td> </tr> <tr> <td>売電電力量</td> <td>91.7百万kWh</td> <td>86.4百万kWh</td> </tr> </table>	区分	H20	H21	RDF処理量	7.5万t	7.1万t	売電電力量	91.7百万kWh	86.4百万kWh			
区分	H20	H21												
RDF処理量	7.5万t	7.1万t												
売電電力量	91.7百万kWh	86.4百万kWh												
自主的行動の向上・環境意識の推進	<b>環境学習・環境教育の推進</b> ○環境学習指導者の養成	・教員、地域の指導者等を対象に研修を実施												
	○環境学習モデルタウン事業	・学校・地域、行政等が一体となり環境学習を促進												
	○環境月間行事（「環境の日」ひろしま大会）等の実施	・「環境の日」ひろしま大会の開催												
	<b>各主体の取組支援・連携強化</b> ○環境にやさしい企業活動の普及促進 ・エコアクション21導入に向けた促進事業の実施	○エコアクション21導入支援事業（H20・21） H20：32件、H21：42件												
環境基本計画等の策定の促進	<b>市町による環境基本計画等の策定の促進</b> ○市町による環境基本計画策定を促進（H20）	○環境基本計画の策定団体の増加 H21末：計画策定済 13市町 計画策定に着手 4市												
県の率先した取組	<b>公共事業等における廃棄物の排出抑制・リサイクル等の推進</b> ○公共事業における環境配慮の推進 ・「広島県環境配慮推進要綱」に基づき、県公共事業において、計画段階から環境への影響を点検し、環境配慮を行う取組を推進	○要綱を適用した事業数 <table border="1"> <tr> <td>環境に配慮した事項</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>省資源、省エネルギーの推進</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>13</td> </tr> </table>	環境に配慮した事項	H19	H20	H21	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	13	14	15	省資源、省エネルギーの推進	13	14	13
	環境に配慮した事項	H19	H20	H21										
廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	13	14	15											
省資源、省エネルギーの推進	13	14	13											
	<b>グリーン調達等の推進</b> ○グリーン購入の推進 ・「広島県グリーン購入方針」等に基づき、製造から使用、廃棄に至るまでの環境への負荷の低減に配慮した物品の優先購入（21分野251品目）	○グリーン購入率 <table border="1"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> </tr> <tr> <td>95.4%</td> <td>96.6%</td> </tr> </table>	H19	H20	95.4%	96.6%								
H19	H20													
95.4%	96.6%													

第2次広島県廃棄物処理計画に係る施策の実績・効果等について

資料4-1

I 一般廃棄物に関する施策

第2次広島県廃棄物処理計画		実施状況（平成19、20、21年度）	実績・効果																			
課題	施策																					
<b>1 一般廃棄物の発生抑制及び減量化</b> ○行政だけでなく、各主体（住民、地域、事業者）が一体となった3Rの推進 ○各市町の地域条件に応じた一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直しや処理コストの低減	<b>(1) 生活系ごみの減量化等の推進</b> ○市町と連携して住民に3Rの推進の啓発を実施し、市町の取組を支援  ○マイバック運動等の推進	<b>○生活系ごみの減量化等の推進</b> ・国の動向等に関する市町への情報提供 ・ごみの排出量の状況やごみ収集有料化の導入状況等について、市町に情報提供するとともに、県ホームページへ掲載し、県民へ情報提供 <b>○「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」の推進（H20・21）</b> ・「マイバッグで買い物をする」「エコ製品を選んで買う」等6つの実践行動を中心に地球温暖化防止や廃棄物削減に向け県民運動を実施 <b>○レジ袋無料配布中止の取組（H21）</b> ・21年10月から県内一斉レジ袋無料配布中止	<b>○生活系ごみの排出状況</b> H17：66.1万t } 5.3万t（8.0%）減少 H20：60.8万t }  <b>○マイバッグ運動の推進，エコカレンダー2万部の配布等</b>  <b>○レジ袋無料配布中止に関する協定（県・市町・事業者・消費者団体）締結事業者数（H21末現在）</b> ・26事業者，約400店舗 ・すべての店舗でレジ袋辞退率が上昇																			
	<b>(2) 事業系ごみの減量化等の推進</b> ○市町に多量排出事業者への減量化指導，減量化計画の策定の義務付けなどの働きかけ ○業界団体等と連携して減量化等の方策を検討	<b>○事業系ごみの減量化等の推進</b> ・環境行政総合調整会議循環部会（H19）において，事業系ごみ処理の状況について情報提供 ・事業系ごみの分別の状況及び有料化・指定袋化の状況について，市町に情報提供するとともに，県ホームページへ掲載し，県民へ情報提供	<b>○事業系ごみの排出状況</b> H17：40.5万t } 6.0万t（14.8%）減少 H20：34.5万t }																			
	<b>(3) 分別排出の徹底</b> ○市町にリサイクルが促進される分別方法の検討の働きかけ	<b>○分別排出の推進</b> ・ごみ分別の状況について，市町に情報提供するとともに，県ホームページへ掲載し，県民へ情報提供	<b>○ごみ分別数の状況（H21）</b> <table border="1"> <tr> <td>分別数</td> <td>6～10</td> <td>11～19</td> <td>21～23</td> </tr> <tr> <td>市町数</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> </table>	分別数	6～10	11～19	21～23	市町数	7	13	3											
	分別数	6～10	11～19	21～23																		
	市町数	7	13	3																		
	<b>(4) 容器包装リサイクルの推進</b> ○県民に対する分別排出の必要性の周知 ○容器包装廃棄物の分別収集の取組に対して技術的な支援を実施	<b>○容器包装リサイクルの推進</b> ・広島県分別収集促進計画（第4期）の推進 20年4月を始期とする広島県分別収集促進計画（第5期）の策定・推進 ・容器包装リサイクル法の概要等について県ホームページへ掲載し，分別排出の必要性を県民へ周知	<b>○容器包装廃棄物分別収集実績</b> （単位：千t） <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>H13</td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>収集量</td> <td>61</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>81</td> <td>79</td> <td>78</td> <td>74</td> <td>68</td> <td>67</td> </tr> </table>	区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	収集量	61	64	64	81	79	78	74	68
区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21													
収集量	61	64	64	81	79	78	74	68	67													
<b>(5) ごみ収集の有料化の導入</b> ○国で策定する「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づき，ごみ処理の有料化に向けた市町の取組を支援	<b>○ごみ収集有料化の取組支援</b> ・環境行政総合調整会議循環部会（H19）において，「一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省）」について，市町へ説明 ・ごみ収集有料化の導入状況等について，市町に情報提供するとともに，県ホームページへ掲載し県民へ情報提供	<b>○生活系ごみの有料化の状況（可燃ごみ，大型ごみ等の有料化）</b> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>実施市町数</td> <td>実施割合</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>13</td> <td>56.5%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>18</td> <td>78.3%</td> </tr> </table>	年度	実施市町数	実施割合	H17	13	56.5%	H21	18	78.3%											
年度	実施市町数	実施割合																				
H17	13	56.5%																				
H21	18	78.3%																				
<b>(6) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進</b> ○市町が実施する廃棄物処理コスト分析等の取組に対して技術的な支援を実施	<b>○一般廃棄物処理コスト分析等の推進</b> ・環境行政総合調整会議循環部会（H19）において，「一般廃棄物会計基準（環境省）」について市町へ説明	<b>○ごみ処理経費の状況</b> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> </tr> <tr> <td>ごみ1t当たりの処理経費（円/t）</td> <td>30,681</td> <td>31,382</td> <td>32,825</td> <td>34,291</td> <td>35,603</td> </tr> </table> ・ごみ処理量が年々減少しているため，ごみ1t当たりの処理経費は，年々増加	年度	H16	H17	H18	H19	H20	ごみ1t当たりの処理経費（円/t）	30,681	31,382	32,825	34,291	35,603								
年度	H16	H17	H18	H19	H20																	
ごみ1t当たりの処理経費（円/t）	30,681	31,382	32,825	34,291	35,603																	
<b>2 一般廃棄物の適正処理対策の推進</b> ○ごみ焼却施設内作業でのダイオキシン類ばく露防止対策の徹底 ○在宅医療廃棄物の適正処理 ○一般廃棄物処理施設等における事故発生時の対応方法 ○海ごみ対策の推進	<b>(1) 適正処理の推進</b> ○定期的な立入検査の実施やダイオキシン類対策の徹底を指導 ○ごみ焼却施設の解体撤去における労働安全衛生の確保やダイオキシン類ばく露防止対策について市町へ技術的な支援を実施 ○在宅医療廃棄物の適正処理の推進	<b>○一般廃棄物処理施設立入検査の実施</b>  ○在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引（H20.3）について，市町，関係一部事務組合へ周知	<b>○立入検査</b> ・一般廃棄物の適正処理を推進するため，市町等の行う，し尿・ごみ処理施設等の定期的な立入検査を実施 H19：92施設，H20：99施設，H21：93施設 ○市町又は一部事務組合の一般廃棄物処理計画に沿って実施																			

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果																																																																																																																																																
課 題	施 策																																																																																																																																																		
	<p>(2) 処理施設データの情報公開 ○ごみ焼却施設の排ガス等の測定データを適切に公表し、一般廃棄物処理施設のより円滑な施設運営を促進</p> <p>(3) 事故防止対策の推進 ○処理施設等における事故防止対策の推進</p> <p>(4) 海ごみ対策の推進 ○国や市町等と連携を図った、海ごみ対策の検討</p>	<p>○処理施設データの情報公開の推進 ・ホームページ等により公表するよう市町へ指導</p> <p>○防止対策の推進 ・廃棄物処理施設における事故対応について、マニュアル等を作成して事故防止対策を推進するよう指導</p> <p>○地域廃棄物対策支援事業（海ごみ対策）による市町への支援 ・海ごみ処理対策事業（H20・21） 住民の参加による漂着ごみの回収及びその処理事業への支援 ・瀬戸内海クリーン化支援事業（H21） 地元漁協と連携して行う海底ごみ・漂流ごみの回収・処理事業への支援</p>	<p>○処理施設データの公表状況 H21 末現在：5 市町</p> <p>○事故対応マニュアルの作成状況 H21 末現在：6 市</p> <p>○地域廃棄物対策支援事業補助実績（海ごみ対策） ・不法投棄防止対策事業 H20：3 市町（370 千円） H21：3 市町（275 千円） ・瀬戸内海クリーン化支援事業 H21：2 市（2,105 千円）</p>																																																																																																																																																
<p><b>3 一般廃棄物処理施設の確保</b></p> <p>○ごみ処理施設の計画的な整備 ○ごみのリサイクル・エネルギーの回収・利用を考慮した施設整備の推進 ○市町の効率的な処理体制や施設整備の推進</p>	<p>(1) 市町処理施設の計画的整備の推進 ○計画的な施設整備に向けた市町の取組に対する技術的支援 ○施設整備を円滑に進めるため、循環型社会形成推進交付金を活用した市町への技術的支援</p> <p>(2) リサイクル・エネルギー回収に配慮した施設整備の推進 ○廃棄物発電や新技術の導入による効率的な資源回収等が推進されるよう市町の取組を支援</p> <p>○溶融スラグの公共事業利用の推進に係る方策を検討</p>	<p>○一般廃棄物処理施設整備の促進 H19：新規整備開始施設 2 施設 汚泥再生処理センター（三次市） ストックヤード（江田市） H20：新規整備開始施設 2 施設 熱回収施設（広島市） 汚泥再生処理センター（三次市） H21：新規整備開始施設 3 施設 最終処分場（広島市） 汚泥再生処理センター（福山市） 最終処分場（府中市）</p> <p>○廃棄物発電等の促進 ・環境行政総合調整会議（H19）において、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」について説明 ・H21：1 施設建設着手</p> <p>○溶融スラグの利用促進</p>	<p>○ごみ処理施設の能力等の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>(t/日)</td> <td>3,184</td> <td>3,169</td> <td>3,169</td> <td>3,169</td> <td>2,969</td> <td>2,969</td> </tr> <tr> <td>資源化施設</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>(t/日)</td> <td>557</td> <td>571</td> <td>628</td> <td>612</td> <td>635</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ焼却施設</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>(t/日)</td> <td>393</td> <td>393</td> <td>401</td> <td>401</td> <td>401</td> <td>401</td> </tr> <tr> <td>保管施設</td> <td>31</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>(m<sup>3</sup>)</td> <td>40,806</td> <td>12,636</td> <td>12,976</td> <td>13,878</td> <td>14,353</td> <td>14,803</td> </tr> <tr> <td>RDF 製造施設</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>(t/日)</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>104</td> <td>103</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>111</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>(t/日)</td> <td>4,684</td> <td>4,683</td> <td>4,748</td> <td>4,732</td> <td>4,555</td> <td>4,555</td> </tr> <tr> <td>(m<sup>3</sup>)</td> <td>40,806</td> <td>12,636</td> <td>12,976</td> <td>13,878</td> <td>14,353</td> <td>14,803</td> </tr> </tbody> </table> <p>○最終処分場の状況（20 年度末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設数</th> <th>埋立地面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>全体容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>残余容量 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山間</td> <td>23</td> <td>458,817</td> <td>5,628,222</td> <td>1,758,573</td> </tr> <tr> <td>平地</td> <td>5</td> <td>293,436</td> <td>2,289,402</td> <td>448,299</td> </tr> <tr> <td>海面</td> <td>1</td> <td>184,000</td> <td>1,003,010</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29</td> <td>936,253</td> <td>8,920,634</td> <td>2,206,872</td> </tr> </tbody> </table> <p>○し尿処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H 16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>能 力 (kl/日)</td> <td>2,819</td> <td>2,777</td> <td>2,777</td> <td>2,777</td> <td>2,777</td> <td>2,802</td> </tr> </tbody> </table> <p>・35 施設のうち、設置から 20 年以上経過した施設が 19 施設で全体の半数以上を占めており、施設の更新が必要な時期にきている。</p> <p>○廃棄物発電量 H19 福山リサイクル発電所 106,314MW h (市町の RDF 製造施設：7 施設) 発電設備のある焼却施設 (6 施設) 107,421MW h H20 福山リサイクル発電所 110,427MW h (市町の RDF 製造施設：7 施設) 発電設備のある焼却施設 (5 施設) 118,644MW h</p> <p>○溶融スラグの資源化量 H18：15,648 t, H19：13,244 t, H20：16,425 t</p>	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	焼却施設	28	27	27	27	26	26	(t/日)	3,184	3,169	3,169	3,169	2,969	2,969	資源化施設	25	27	32	29	30	30	(t/日)	557	571	628	612	635	635	粗大ごみ焼却施設	13	13	14	14	14	14	(t/日)	393	393	401	401	401	401	保管施設	31	29	30	32	34	35	(m <sup>3</sup> )	40,806	12,636	12,976	13,878	14,353	14,803	RDF 製造施設	7	7	7	7	7	7	(t/日)	550	550	550	550	550	550	合計	104	103	110	110	111	112	(t/日)	4,684	4,683	4,748	4,732	4,555	4,555	(m <sup>3</sup> )	40,806	12,636	12,976	13,878	14,353	14,803	区分	施設数	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> )	山間	23	458,817	5,628,222	1,758,573	平地	5	293,436	2,289,402	448,299	海面	1	184,000	1,003,010	0	計	29	936,253	8,920,634	2,206,872	区 分	H 16	H17	H18	H19	H20	H21	施設数	36	36	36	36	36	35	能 力 (kl/日)	2,819	2,777	2,777	2,777	2,777	2,802
区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																																																																																																													
焼却施設	28	27	27	27	26	26																																																																																																																																													
(t/日)	3,184	3,169	3,169	3,169	2,969	2,969																																																																																																																																													
資源化施設	25	27	32	29	30	30																																																																																																																																													
(t/日)	557	571	628	612	635	635																																																																																																																																													
粗大ごみ焼却施設	13	13	14	14	14	14																																																																																																																																													
(t/日)	393	393	401	401	401	401																																																																																																																																													
保管施設	31	29	30	32	34	35																																																																																																																																													
(m <sup>3</sup> )	40,806	12,636	12,976	13,878	14,353	14,803																																																																																																																																													
RDF 製造施設	7	7	7	7	7	7																																																																																																																																													
(t/日)	550	550	550	550	550	550																																																																																																																																													
合計	104	103	110	110	111	112																																																																																																																																													
(t/日)	4,684	4,683	4,748	4,732	4,555	4,555																																																																																																																																													
(m <sup>3</sup> )	40,806	12,636	12,976	13,878	14,353	14,803																																																																																																																																													
区分	施設数	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> )																																																																																																																																															
山間	23	458,817	5,628,222	1,758,573																																																																																																																																															
平地	5	293,436	2,289,402	448,299																																																																																																																																															
海面	1	184,000	1,003,010	0																																																																																																																																															
計	29	936,253	8,920,634	2,206,872																																																																																																																																															
区 分	H 16	H17	H18	H19	H20	H21																																																																																																																																													
施設数	36	36	36	36	36	35																																																																																																																																													
能 力 (kl/日)	2,819	2,777	2,777	2,777	2,777	2,802																																																																																																																																													

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果																																																																																
課 題	施 策																																																																																		
	<p>(3) 他の市町と連携した処理の推進</p> <p>○効率的な施設整備が行われるよう、他の市町との連携を技術的に支援</p>		<p>○広島中央環境衛生組合の設立（H21.10.1）</p> <p>・東広島市及び竹原広域行政組合のごみ処理、し尿処理業務を統合</p>																																																																																
<p><b>4 生活排水対策（し尿等）の推進</b></p> <p>○地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水、浄化槽整備の計画的な推進</p> <p>○浄化槽の適正管理</p> <p>・住民に適正な維持管理・法定検査の受検促進の啓発</p> <p>・立入検査等による維持管理の状況確認</p>	<p>(1) 下水道等の整備の推進</p> <p>○「広島県污水適正処理構想」（平成 16 年 3 月改定）に基づき、引き続き公共下水道等の整備を推進</p>	<p>○公共下水道の整備</p> <p>・公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備の推進</p> <p>H19～21：14 市 8 町（延べ）</p> <p>○流域下水道の整備</p> <p>・市街化の進展が著しい河川流域における、下水処理施設建設の推進及び維持管理の実施（継続）</p> <p>太田川流域：東部浄化センターの建設及び維持管理</p> <p>芦田川流域：芦田川浄化センターの建設及び維持管理</p> <p>沼田川流域：沼田川幹線の建設及び沼田川浄化センターの維持管理</p> <p>○農業集落排水事業</p> <p>・農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備を推進</p> <p>H19：9 地区（うち完了地区 3 地区）整備</p> <p>H20：7 地区（うち完了地区 2 地区）整備</p> <p>H21：5 地区（うち完了地区 2 地区）整備</p> <p>○漁業集落環境整備事業</p> <p>・漁業集落における排水処理施設の整備及び集落内の生活環境の改善</p> <p>H19：污水管路・処理場等を 6 地区で整備</p> <p>H20：污水管路・処理場等を 7 地区で整備</p> <p>H21：污水管路・処理場等を 5 地区で整備</p>	<p>○汚水処理人口普及状況（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道普及率</td> <td>62.3</td> <td>63.3</td> <td>64.2</td> <td>65.2</td> <td>66.2</td> <td>67.0</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水・漁業集落排水処理普及率</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>浄化槽普及率</td> <td>10.6</td> <td>11.1</td> <td>11.2</td> <td>11.4</td> <td>11.0</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>74.5</td> <td>76.1</td> <td>77.2</td> <td>78.5</td> <td>79.2</td> <td>80.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 汚水処理人口普及率の現状と目標</p> <p>広島県污水適正処理構想（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">H19 年度（実績）</th> <th colspan="2">H20 年度（実績）</th> <th colspan="2">H25 年度（目標）</th> </tr> <tr> <th>処理人口（千人）</th> <th>汚水処理人口普及率</th> <th>処理人口（千人）</th> <th>汚水処理人口普及率</th> <th>処理人口（千人）</th> <th>汚水処理人口普及率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水処理施設</td> <td>集合処理</td> <td>1,896</td> <td>66.2%</td> <td>1,916</td> <td>67.0%</td> <td>2,046</td> <td>73.0%</td> </tr> <tr> <td>個別処理</td> <td>58</td> <td>2.0%</td> <td>56</td> <td>2.0%</td> <td>78</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浄化槽</td> <td>315</td> <td>11.0%</td> <td>318</td> <td>11.1%</td> <td>363</td> <td>12.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>2,269</td> <td>79.2%</td> <td>2,291</td> <td>80.1%</td> <td>2,487</td> <td>88.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	公共下水道普及率	62.3	63.3	64.2	65.2	66.2	67.0	農業集落排水・漁業集落排水処理普及率	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.0	浄化槽普及率	10.6	11.1	11.2	11.4	11.0	11.1	合 計	74.5	76.1	77.2	78.5	79.2	80.1	区分	事業名	H19 年度（実績）		H20 年度（実績）		H25 年度（目標）		処理人口（千人）	汚水処理人口普及率	処理人口（千人）	汚水処理人口普及率	処理人口（千人）	汚水処理人口普及率	汚水処理施設	集合処理	1,896	66.2%	1,916	67.0%	2,046	73.0%	個別処理	58	2.0%	56	2.0%	78	2.8%		浄化槽	315	11.0%	318	11.1%	363	12.9%		計	2,269	79.2%	2,291	80.1%	2,487	88.7%
	区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																																												
	公共下水道普及率	62.3	63.3	64.2	65.2	66.2	67.0																																																																												
農業集落排水・漁業集落排水処理普及率	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.0																																																																													
浄化槽普及率	10.6	11.1	11.2	11.4	11.0	11.1																																																																													
合 計	74.5	76.1	77.2	78.5	79.2	80.1																																																																													
区分	事業名	H19 年度（実績）		H20 年度（実績）		H25 年度（目標）																																																																													
		処理人口（千人）	汚水処理人口普及率	処理人口（千人）	汚水処理人口普及率	処理人口（千人）	汚水処理人口普及率																																																																												
汚水処理施設	集合処理	1,896	66.2%	1,916	67.0%	2,046	73.0%																																																																												
	個別処理	58	2.0%	56	2.0%	78	2.8%																																																																												
	浄化槽	315	11.0%	318	11.1%	363	12.9%																																																																												
	計	2,269	79.2%	2,291	80.1%	2,487	88.7%																																																																												
	<p>(2) 浄化槽の整備の推進</p> <p>○国・県の補助制度を活用し、浄化槽の整備が図られるよう市町の取組を支援</p> <p>○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進</p>	<p>○浄化槽の整備</p> <p>・集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域における生活排水対策を推進</p> <p>・小型浄化槽設置整備事業</p> <p>H19：2,524 基，H20：2,277 基，H21：2,235 基</p> <p>・浄化槽市町村整備推進事業</p> <p>H19：1,700 千円，H20：3,576 千円，H21：5,600 千円</p>	<p>○浄化槽の設置基数の推移（単位：千基）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独処理浄化槽</td> <td>133</td> <td>125</td> <td>121</td> <td>121</td> <td>118</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>合併処理浄化槽</td> <td>59</td> <td>63</td> <td>71</td> <td>73</td> <td>77</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>192</td> <td>188</td> <td>192</td> <td>194</td> <td>195</td> <td>194</td> </tr> </tbody> </table> <p>・20 年度末現在の浄化槽が約 194 千基あり、そのうち、合併処理浄化槽が 79 千基と全体の約 41%を占めている。</p>	区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	単独処理浄化槽	133	125	121	121	118	115	合併処理浄化槽	59	63	71	73	77	79	合 計	192	188	192	194	195	194																																																				
区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																																													
単独処理浄化槽	133	125	121	121	118	115																																																																													
合併処理浄化槽	59	63	71	73	77	79																																																																													
合 計	192	188	192	194	195	194																																																																													
	<p>(3) 浄化槽の適正な管理の推進</p> <p>○浄化槽の適正な維持管理の徹底や法定検査率の向上に向けた啓発</p> <p>○法定検査受検率を 22 年度までに 50%超（検査機関複数化による体制強化、未受検者に対する指導）</p>	<p>○浄化槽の管理</p> <p>・浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施についてパンフレット等により啓発し、法定検査等で問題のあった施設や中大規模浄化槽の法定検査未受検者へ受検指導を実施</p> <p>○浄化槽法定検査機関との連携</p> <p>・浄化槽法定検査機関連絡調整会議を概ね 2 か月に 1 回開催し、浄化槽法定検査の未受検対策等について協議及び未受検者に関する情報交換を実施</p> <p>○浄化槽権限移譲市町と連携</p> <p>・広島県環境行政総合調整会議浄化槽部会において、市町及び浄化槽法定検査機関と連絡調整を行い、浄化槽法定検査の未受検対策等について協議し、未受検者への受検指導を依頼</p>	<p>○浄化槽の法定検査受検率の推移（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県</td> <td>15.8</td> <td>18.4</td> <td>19.4</td> <td>21.2</td> <td>26.0</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>16.5</td> <td>17.9</td> <td>20.2</td> <td>23.8</td> <td>25.7</td> <td>27.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>・本県の法定検査の受検率は、17 年度末現在で 19.4%と低い状況にあったが、19 年度から法定検査機関の複数化や効率的な検査の導入などにより、受検率は向上している。</p> <p>H21 の受検率：42.4%（推計値）</p>	区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	広島県	15.8	18.4	19.4	21.2	26.0	34.1	全国平均	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2																																																											
区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																																													
広島県	15.8	18.4	19.4	21.2	26.0	34.1																																																																													
全国平均	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2																																																																													

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果
課 題	施 策		
5 災害廃棄物対策の推進 ○災害時に多量発生する災害廃棄物の処理 ○周辺市町との相互協力による処理体制の整備	(1) 市町の処理体制の整備 ○市町における水害廃棄物処理計画及び震災廃棄物処理計画の策定の支援	○水害廃棄物処理計画及び震災廃棄物処理計画の策定支援	○水害廃棄物処理計画策定状況 H21 末現在：策定 20 市町 ○震災廃棄物処理計画策定状況 H21 末現在：策定 22 市町
	(2) 広域的な相互協力体制の整備 ○広範囲にわたる災害時の、近隣市町との相互協力体制の確立に対する助言	○災害廃棄物対策の推進	○相互応援協定の締結状況 H21 末現在：— ※広島市：19 大都市災害時相互応援に関する協定を締結（H21. 10. 7） ※県：災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結（H21. 1. 30） 締結相手先：(社)広島県産業廃棄物協会

## II 産業廃棄物に関する施策

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果
課 題	施 策		
1 産業廃棄物の発生抑制及び減量化 ○経済的手法による産業廃棄物の埋立抑制や 3R の推進 ○産業廃棄物埋立税制度の活用 ○①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に沿った取組の実施	(1) 産業廃棄物埋立税制度の活用 ○経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等の促進 ○税活用による、循環型社会の実現に向けた施策の展開 ○不法投棄対策など市町の取組の支援の強化	○産業廃棄物埋立税制度の延長 ・課税期間を 5 年として、平成 15 年 4 月から導入した同制度を更に 5 年延長（H19. 10） ○産業廃棄物埋立税充当事業の実施 ・平成 15 年 4 月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、リサイクルや廃棄物対策、自主的環境保全活動を推進	○産業廃棄物の最終処分量 H17：60.4 万 t } 7.9 万 t（13.1%）減少 H20：52.5 万 t } ○産業廃棄物埋立税充当事業の実績 H19：18 事業、249,880 千円 H20：21 事業、387,345 千円 H21：21 事業、911,012 千円
	(2) 多量排出事業者における減量化計画の策定指導 ○実効性のある計画の策定や計画の着実な実施による減量化の推進	○多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 ・法、県条例により産業廃棄物を年間 500 t 以上発生する事業場を設置している事業者には産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告を指導 ○廃石膏ボード対策 ・平成 20 年度をもって公共関与処分場での埋立を禁止し、21 年度からリサイクルを推進	○事業者の計画策定や計画の進行管理による減量化の推進及び環境意識の向上 H21：報告事業者数 172 者
2 産業廃棄物の適正処理対策の推進 ○排出事業者責任の徹底 ・産業廃棄物の処理状況を管理・把握できる、電子マニフェストの普及促進 ○優良な産業廃棄物処理業者の育成 ○アスベスト廃棄物・PCB 廃棄物の適正処理 ○業界団体の活動への支援の強化 ○産業廃棄物の広域移動への対応	(1) 排出事業者責任の徹底 ○監視指導や法制度の運用等による総合的な施策の展開	○排出事業者講習会開催 ・排出事業者責任を事業者講習 ○産業廃棄物管理票交付状況等報告（H20・21） ・法令により産業廃棄物管理票を交付した事業者には産業廃棄物管理票交付状況等報告書類の提出を指導	○排出事業者講習会受講者数 H19：10 会場 1,200 人 H20：12 会場 1,426 人 H21：11 会場 1,803 人 ○報告枚数（マニフェスト枚数） H20：338,634 枚、H21：345,719 枚
	(2) 監視指導の強化 ○立入検査による指導強化 ○不適正処理事案に対する迅速・適正な対応 ・違反者に対する是正指導の強化 ・廃棄物処理法に基づく処分の実施 ○排出事業者向け講習会の開催 ○産業界等が行う活動への支援	○監視・指導 ・排出事業者や処理業者への立入検査を実施	○立入検査（うち延指導）件数 H19：3,002（309）件 H20：3,362（331）件 H21：3,065（211）件



第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果
課 題	施 策		
	<p>(3) 有害産業廃棄物の適正処理の推進</p> <p>○アスベスト廃棄物対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト廃棄物の溶融処理による無害化処理などの取組の促進</li> <li>・「廃石綿等処理マニュアル（平成 17 年 8 月環境省）」に基づく、適正処理の指導やアスベスト廃棄物処理施設の周辺における環境モニタリング調査により、適正処理を促進</li> </ul> <p>○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の PCB 廃棄物の適正処理を推進するため、広島県 PCB 廃棄物処理計画の策定及び保管事業者への周知</li> <li>・ PCB 廃棄物保管事業者への適正保管の指導</li> <li>・多量保管事業者の自己処理について適正処理の指導</li> </ul> <p>○ダイオキシン類削減対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設や管理型最終処分場に対して行政検査を行い、ダイオキシン類に係る発生源等を監視</li> <li>・ダイオキシン類含有量の低減化のため、高温焼却や集塵装置による防塵の徹底など適切な維持管理を指導</li> </ul> <p>○感染性廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の徹底した指導</li> </ul>	<p>○アスベスト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者及び処理業者に対する立入等を行い、アスベストに係る改正基準の周知及びアスベスト廃棄物の適正処理を指導</li> <li>・アスベスト廃棄物の処理施設周辺の環境調査を実施</li> <li>・国の無害化処理認定を受けて処理施設を設置する事業者の施設整備費を補助し、アスベスト廃棄物の適正処理を推進</li> </ul> <p>○PCB対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県 PCB 廃棄物処理計画の策定（H19）及び保管事業者への計画の周知（H20）</li> <li>・保管事業者等に対する立入等を行い、PCB 廃棄物の適正保管の徹底等を指導</li> </ul> <p>○ダイオキシン類対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設等に対して、施設改善や焼却灰の溶融処理等を指導</li> <li>・最終処分場に対して、浸出液処理設備の改善等を指導</li> </ul> <p>○感染性廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性産業廃棄物処理業者や医療監視等に併せて医療機関に対して適正処理を指導</li> </ul>	<p>○県内の解体現場及びアスベスト廃棄物の処理施設（埋立処分場、溶融施設の各 1 施設）を立入し適正処理を確認</p> <p>○アスベスト廃棄物処理施設周辺環境調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの地域においても、大気汚染防止法に定める排出基準以下であることを確認</li> <li>H19：10 施設，H20：10 施設，H21：10 施設</li> </ul> <p>○アスベスト廃棄物処理施設整備事業（地域グリーンニューディール基金事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H21：補助事業者：1 業者，補助額：175,000 千円（補助率：1/2） 22 年度に補助採択</li> </ul> <p>○PCB適正処理説明会の開催（H20）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内 6 箇所 で 7 回実施（参加者計：約 1,000 人）</li> </ul> <p>○PCB保管事業所立入数（延べ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H19：37 事業所，H20：105 事業所，H21：66 事業所</li> </ul> <p>○PCB収集・運搬業者数 H21：11 事業者</p> <p>○恒久基準不適合施設は改善又は廃止済</p> <p>○H19, 20 の行政検査では 2 施設で基準超過したが、直ちに炉を停止する等対応</p> <p>○排ガスの行政検査数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H19：8 施設，H20：8 施設，H21：9 施設</li> </ul> <p>○医療廃棄物排出事業所立入数（延べ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H19：113 事業所，H20：107 事業所，H21：114 事業所</li> </ul>
	<p>(4) 優良な産業廃棄物処理業者の育成</p> <p>○「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に基づく、優良な業者の適合認定</p> <p>○産業廃棄物処理業者による情報公開の取組みを支援、優良な処理業者の育成を推進</p>	<p>○優良な産業廃棄物処理業者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度事務取扱要領」を作成し優良業者の認定を支援</li> </ul> <p>○情報公開の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)広島県産業廃棄物協会が県と政令市が許可した処理業者の許可情報、会社情報を電子化し、HP に掲載するなどの情報公開を支援</li> </ul> <p>○社会活動貢献事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)広島県産業廃棄物協会が実施する業界のイメージアップを図るためのボランティア事業や情報発信事業を支援</li> </ul>	<p>○「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に基づく、優良な業者の適合認定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H19：6 件，H20：20 件，H21：43 件（累計）</li> </ul> <p>○情報公開の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者検索システムの構築及び WEB 上での公開</li> <li>・処理業者の遵法精神の向上</li> </ul> <p>○社会活動貢献事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境の日」ひろしま大会で(社)広島県産業廃棄物協会の活動を啓発</li> <li>・不法投棄物撤去活動を実施</li> <li>H19 尾道（撤去物 7.5 t）</li> <li>H20 太田川河川敷（撤去物 10 t）</li> <li>H21 広島市安佐北区（撤去物 46 t）</li> </ul>
	<p>(5) マニフェスト制度による適正処理の推進</p> <p>○電子マニフェストの普及促進</p> <p>○マニフェスト交付状況報告制度の円滑な実施</p>	<p>○広島型電子マニフェストの普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理情報電子管理推進事業</li> <li>電子マニフェストの操作等がより簡便となる広島型電子マニフェストを導入する業者の整備費等を助成</li> <li>・電子マニフェスト普及推進事業（H21）</li> <li>操作セミナーや導入モデル事業を実施</li> </ul> <p>○マニフェスト交付等状況報告書の提出時における、適正な委託処理の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者指導員を 10 名配置</li> </ul>	<p>○広島型電子マニフェスト導入者への助成件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H19：13 件，H20：36 件，H21：131 件</li> </ul> <p>○電子マニフェストの導入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作セミナー広島 2 回，福山 2 回開催 計 123 名参加</li> </ul> <p>○マニフェスト交付等状況報告書の提出状況（再掲 P4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H20 338,634 枚（カバー率 73.6%）</li> <li>H21 345,719 枚（カバー率 82.1%）</li> </ul>
	<p>(6) 産業廃棄物の広域移動への対応</p> <p>○県外産業廃棄物の性状や排出工程などの確認・把握</p> <p>○県内へ県外産業廃棄物が過剰に搬入されないための指導・適正処理の確保</p>	<p>○産業廃棄物広域移動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル等、広域処理が必要なものを除き県内処理を推進</li> <li>・県外からの産業廃棄物の搬入に対して事前協議を求め、その性状や処分業者の能力等を確認し、適正処理を確保</li> <li>・施設整備指導，県外産業廃棄物事前協議要綱の運用</li> </ul>	<p>○県外産業廃棄物事前協議要綱に基づく事前協議件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H19：714 件，H20：1,592 件，H21：1,028 件</li> </ul>

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果
課 題	施 策		
<b>3 産業廃棄物の処理施設の確保</b> ○処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導 ○最終処分場跡地の安全対策 ○公共関与処分場の整備	<b>(1) 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導</b> ○法令に基づく厳正な審査・安全性の確保 ○最終処分場の残余容量等の的確な把握など、不適正処理が行われないための監視体制の強化	○産業廃棄物処理施設設置有識者会議の設置・運営 ・有識者会議を運営し、有識者の意見を聴取して、生活環境保全上の厳正な審査を実施 ○産業廃棄物最終処分場の高度監視 ・小型ヘリコプターに3次元レーザー測量機器を搭載し、上空から処分場の現況の地形を計測し、不法拡張埋立等を把握	○産業廃棄物処理施設設置有識者会議の開催件数 H19：1件、H20：2件、H21：2件 ○産業廃棄物最終処分場の高度監視 H19：10施設、H20：13施設、H21：8施設
	<b>(2) 地域住民との合意形成の推進</b> ○「地元調整要綱」の適切な運用による、設置者と地域住民との円滑な合意形成の推進 ○環境保全協定の締結による、地域住民の理解と信頼の醸成	○処理施設設置に係る地域住民との合意形成 ・地元調整要綱に基づき処理施設の設置に係る地域住民との合意形成を指導（焼却施設、最終処分場、その他）	○地元調整要綱に基づく事前協議の対応状況 H19：5件、H20：8件、H21：4件
	<b>(3) 処理施設の整備に対する支援</b> ○広島県環境保全融資による産業廃棄物処理施設の整備への支援	○広島県環境保全融資による産業廃棄物処理施設への支援	○産業廃棄物処理施設への融資実績 H19・20：0件、H21：1件
	<b>(4) 最終処分場跡地の安全対策の推進</b> ○廃止した最終処分場の跡地を指定し、適正な跡地管理を推進 ○埋立終了後の適正な維持管理に必要な費用の積立など、安全対策の徹底	○最終処分場跡地の安全対策 ・廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更の際に生活環境保全上の支障が生じないよう適正な跡地管理を推進 ・埋立中の処分場設置者に対し、毎年度、埋立終了後に必要となる維持管理費用の額を通知し、その額を環境保全再生機構へ積み立てよう指導	○最終処分場の跡地指定件数 H19：0件、H20：13件、H21：3件 ○維持管理積立金の対象施設数 H19：31施設、H20：31施設、H21：28施設
	<b>(5) 公共関与による処理事業の推進</b> ○広島市出島地区・福山市箕沖地区における、公共関与による処分場の計画的な整備 ○埋立処分事業の継続 ・広島市五日市地区、福山市箕島地区における、適切な処分事業の運営	○公共関与による産業廃棄物処理事業 ・五日市地区及び箕島地区処分場の後継処分場として、広島地域（出島地区）及び備後地域（箕沖地区）において新たな最終処分場の整備を推進 ・五日市地区処分場は、20年度末で埋立を終了	○出島地区処分場の平成 23 年度中の受入開始を目指し、工事及び地元調整を実施 ・処分場整備に係る周辺環境調査の実施 ・地元協議会の運営等による地元調整

### Ⅲ 不法投棄防止対策に関する施策

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果																				
課 題	施 策																						
<b>1 不法投棄監視体制の強化</b> ○悪質化、巧妙化している不法投棄事案に対する、未然防止、早期発見等の推進	<b>(1) 不法投棄監視体制の強化</b> ○車両、船舶及びヘリコプターによる陸・海・空からのパトロールの実施 ○不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導の徹底	○監視・パトロール ・陸海空からの定期的なパトロールや車両検査の実施による不法投棄等の未然防止 ○不法投棄対策班の活動 ・現職警察官2名及び警察官OB2名で組織する不法投棄対策班を県庁に設置し、不法投棄監視活動、事案対応を実施	○パトロール回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>車両</th> <th>ヘリ</th> <th>船舶</th> <th>車両検査※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>74</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>58</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>87</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> ※運搬車両を停止させ、産業廃棄物の運搬状況を確認する検査 ○不法投棄対策班出動回数 H19：262回、H20：244回、H21：373回	年度	車両	ヘリ	船舶	車両検査※	H19	74	8	8	10	H20	58	3	8	10	H21	87	5	7	10
	年度	車両	ヘリ	船舶	車両検査※																		
H19	74	8	8	10																			
H20	58	3	8	10																			
H21	87	5	7	10																			
<b>(2) 不法投棄情報の収集</b> ○県に設置する「不法投棄110番・ファックス」等により、県民からの不法投棄などの不適正処理に関する情報の収集及び不法投棄事案等の早期解決	○不法投棄情報の収集 ・不法投棄110番・ファックスを設置して、県民から不法投棄等に関する情報を幅広く収集	○産業廃棄物不法投棄発生状況 H19：3件（426t）、H20：5件（725t） H21：8件（1,350t） ○事案の解決・不法投棄物の撤去 ・県外産廃不適正保管事案の撤去（H19・20） ・保管基準違反の廃材の完全撤去（H20） ・建設廃材投棄事案に係る処理業者の取消し（H20） ・無許可収集運搬業者の許可取消し（H21）																					

第2次広島県廃棄物処理計画		実施状況（平成19, 20, 21年度）	実績・効果																																					
課題	施策																																							
	<p>(3) 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会による地域に根ざした監視・啓発活動の推進</li> <li>○町内会や各種業界団体との連携の強化</li> <li>○「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」における不法投棄監視活動の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区不法投棄防止連絡協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部, 海上保安本部, 政令市など関係機関と連携して, 当該情報への即時対応による事案の拡大防止及び早期解決</li> </ul> </li> <li>○不法投棄監視活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国ごみ不法投棄監視ウィーク(5/30(ごみゼロの日)~6月5日(環境の日))と連動した不法投棄監視活動の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察, 海上保安部, 郵便局, 森林管理署など多様な機関の参加による協議会の開催 H19: 9回, H20: 7回, H21: 7回</li> <li>○「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民, 事業者, 行政が一体となって, 地域の実情に応じた集中的な監視パトロール活動や一斉美化活動を実施</li> </ul> </li> </ul>																																					
	<p>(4) 市町の不法投棄防止対策に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町が実施する不法投棄監視など不法投棄防止対策に関する事業への支援</li> <li>○不法投棄等の不適正事案に迅速に対応するため, 県と市町との更なる連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域廃棄物対策支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>H19 補助率の引き上げ 1/3⇒1/2 補助基本額の見直し(廃掃法政令市を除く) (人口区分を廃止, 一律600万円に統一)</li> <li>H20 支援対象事業の追加 〔不法投棄廃棄物処理対策支援事業〕 〔海ごみ処理対策支援事業〕</li> <li>H21 補助基本額の引き上げ(広島市を除く) 〔呉市, 福山市: 900万円⇒1,200万円〕 〔その他市町: 600万円⇒900万円〕</li> </ul> </li> <li>○産業廃棄物立入検査に係る県職員併任制度の開始(H21) <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度から市町職員による産業廃棄物の立入検査を可能とし, 不法投棄等の不適正処理事案の早期発見, 早期是正を推進</li> <li>・7市4町の市町職員に併任辞令を交付(併任職員48名)</li> </ul> </li> <li>○業界団体と不法投棄発見時の通報協定締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域廃棄物対策支援事業補助実績</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">実施市町数</th> <th colspan="5">主な事業内容(市町数)</th> <th rowspan="2">補助金交付額(千円)</th> </tr> <tr> <th>監視パトロール</th> <th>監視カメラ</th> <th>防止ネット, 防止柵</th> <th>パブリック, 看板等</th> <th>不法投棄廃棄物等の回収撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>27,981</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>45,815</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>47,917</td> </tr> </tbody> </table> <li>○併任職員による産業廃棄物の立入検査 H21: 66件</li> <li>○県は業界5団体と不法投棄情報の提供に関する協定を締結(H22.3.24) (広島県建設工業協会, 広島県産業廃棄物協会, 広島県猟友会, 広島県建設業協会連合会, 広島県森林組合連合会)</li> </ul>	年度	実施市町数	主な事業内容(市町数)					補助金交付額(千円)	監視パトロール	監視カメラ	防止ネット, 防止柵	パブリック, 看板等	不法投棄廃棄物等の回収撤去	H19	15	10	7	10	3	—	27,981	H20	20	15	9	3	16	12	45,815	H21	21	15	7	4	17	12	47,917
年度	実施市町数	主な事業内容(市町数)					補助金交付額(千円)																																	
		監視パトロール	監視カメラ	防止ネット, 防止柵	パブリック, 看板等	不法投棄廃棄物等の回収撤去																																		
H19	15	10	7	10	3	—	27,981																																	
H20	20	15	9	3	16	12	45,815																																	
H21	21	15	7	4	17	12	47,917																																	

IV 循環型社会形成に関する施策

第2次広島県廃棄物処理計画		実施状況（平成19, 20, 21年度）	実績・効果
課題	施策		
1 廃棄物の発生抑制・減量化	<p>(1) 一般廃棄物の発生抑制・減量化</p> <p>(2) 産業廃棄物の発生抑制・減量化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物の発生抑制・減量化【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・I-1 (P1)</li> </ul> </li> <li>○産業廃棄物の発生抑制・減量化【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・II-1 (P4)</li> </ul> </li> </ul>	
2 リサイクルの推進	<p>(1) リサイクル産業への支援</p> <p>○リサイクル技術研究開発・施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備を支援</li> <li>・産業廃棄物処理業界及び大学が有するリサイクルへの取組意欲を活かし, 廃棄物の処理実態に詳しい業界と大学の英知をマッチングさせた産学連携の活動を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の排出抑制・リサイクル技術の研究開発を支援</li> <li>・助成件数 H19: 1件, H20: 3件, H21: 2件</li> </ul> </li> <li>○産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進性の有る排出抑制・リサイクルの施設整備を支援</li> <li>・助成件数 H19: 1件, H20: 1件, H21: 4件</li> </ul> </li> <li>○循環型社会形成推進機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携により廃棄物リサイクル技術の研究開発を行い, 技術移転に取り組む団体(NPO広島循環型社会推進機構)に対して研究開発経費を助成</li> <li>・研究テーマ H19: 20件, H20: 22件, H21: 19件</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化件数2件 廃プラスチック連続油化装置の製品化</li> <li>未利用果皮を利用した菓子の商品化</li> </ul> </li> <li>○産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画処理量 計134,936t/年(H15~21) 主な処理物の内訳 建設汚泥: 46,447t/年(計画処理量34%) 廃自動車: 27,690t/年(計画処理量21%) 食物残さ: 19,380t/年(計画処理量14%)</li> </ul> </li> <li>○循環型社会形成推進機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化した研究 廃プラスチックをゴミ袋へ再生するリサイクル技術 廃石膏ボードの再資源化技術 (アスファルト舗装のフィラー材として活用)</li> </ul> </li> </ul>

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果																																																																
課 題	施 策																																																																		
	<p>○リサイクル製品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で発生した廃棄物などを利用したリサイクル製品の登録</li> <li>・登録した製品については、県ホームページ等による情報提供、普及啓発用パンフレット作成及びリサイクル関連の展示会等を行い、製品の利用を促進</li> </ul>	<p>○リサイクル製品使用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県HP、パンフレット等で広島県登録リサイクル製品の情報を紹介することにより、公共事業をはじめ県民や事業者に対して県内産リサイクル製品の使用を促進</li> <li>H19 末現在：309 製品</li> <li>H20 末現在：425 製品</li> <li>H21 末現在：471 製品</li> </ul>	<p>○広島県登録リサイクル製品使用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県公共工事における登録リサイクル製品使用量</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>品目名</th> <th>単位</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1種</td> <td>改良土関係</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>3,268</td> <td>3,799</td> </tr> <tr> <td>ブロック関係</td> <td>個</td> <td>5,480</td> <td>5,270</td> </tr> <tr> <td>アスファルト関係</td> <td>t</td> <td>—</td> <td>1,654</td> </tr> <tr> <td>鋳鉄製人孔鉄蓋</td> <td>組</td> <td>—</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>堆肥原材料</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>55</td> <td>45,998</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第2種</td> <td>木材チップ</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>—</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>再生砕石</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>84,274</td> <td>76,737</td> </tr> <tr> <td>再生粒度調整砕石</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>6,265</td> <td>4,408</td> </tr> <tr> <td>再生砂</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>310</td> <td>1,361</td> </tr> <tr> <td>インターロックブロック</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>268</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>緑化基盤材、吹付材</td> <td>kl</td> <td>2,240</td> <td>1,233</td> </tr> <tr> <td>パーク堆肥</td> <td>kg</td> <td>12,244</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>擬木</td> <td>m</td> <td>75</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>t</td> <td>64,349</td> <td>69,066</td> </tr> </tbody> </table>		種別	品目名	単位	H19	H20	第1種	改良土関係	m <sup>3</sup>	3,268	3,799	ブロック関係	個	5,480	5,270	アスファルト関係	t	—	1,654	鋳鉄製人孔鉄蓋	組	—	17	堆肥原材料	m <sup>3</sup>	55	45,998	第2種	木材チップ	m <sup>3</sup>	—	217	再生砕石	m <sup>3</sup>	84,274	76,737	再生粒度調整砕石	m <sup>3</sup>	6,265	4,408	再生砂	m <sup>3</sup>	310	1,361	インターロックブロック	m <sup>2</sup>	268	22	緑化基盤材、吹付材	kl	2,240	1,233	パーク堆肥	kg	12,244	438	擬木	m	75	—	再生加熱アスファルト混合物	t	64,349	69,066
種別	品目名	単位	H19	H20																																																															
第1種	改良土関係	m <sup>3</sup>	3,268	3,799																																																															
	ブロック関係	個	5,480	5,270																																																															
	アスファルト関係	t	—	1,654																																																															
	鋳鉄製人孔鉄蓋	組	—	17																																																															
	堆肥原材料	m <sup>3</sup>	55	45,998																																																															
第2種	木材チップ	m <sup>3</sup>	—	217																																																															
	再生砕石	m <sup>3</sup>	84,274	76,737																																																															
	再生粒度調整砕石	m <sup>3</sup>	6,265	4,408																																																															
	再生砂	m <sup>3</sup>	310	1,361																																																															
	インターロックブロック	m <sup>2</sup>	268	22																																																															
	緑化基盤材、吹付材	kl	2,240	1,233																																																															
	パーク堆肥	kg	12,244	438																																																															
	擬木	m	75	—																																																															
再生加熱アスファルト混合物	t	64,349	69,066																																																																
	<p>(2) 公共事業で発生する廃棄物の資源化、再生利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共事業系廃棄物から再生された建設資材を公共事業で率先利用し、再生建設資材の利用を促進</li> </ul>	<p>○公共事業で発生する廃棄物の資源化、再生利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県公共工事においては、「建設副産物適正処理実施要領」や「再生資源利用促進実施要領」に基づき、公共事業で発生する廃棄物の資源化や再生利用を促進</li> </ul>																																																																	
	<p>(3) 熱回収（サーマルリサイクル）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町が設置するごみ焼却施設における廃棄物発電など、廃棄物のエネルギー利用の推進</li> <li>○廃棄物系バイオマスの利活用の推進</li> </ul>	<p>○廃棄物発電等の促進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・I-3(2)(P2)</li> <li>○「ごみエネルギーネットワーク推進事業」</li> <li>・市町の焼却施設で発電する電力について、有利な条件で売電するシステムの調査を実施</li> <li>○地域エネルギーネットワーク推進事業（H19・20）</li> <li>・バイオマスエネルギーの導入を検討する市町の支援等</li> </ul>	<p>○地域エネルギーネットワーク推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマスや森林バイオマスなど、未利用資源の利用促進に向けた2市町の取組を支援</li> </ul>																																																																
	<p>(4) 各種リサイクル法の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○容器包装リサイクル法など、各種リサイクル法に基づくリサイクルが円滑に実施されるよう、普及啓発や監視・指導等を実施</li> </ul>	<p>○容器包装リサイクル法の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・I-1-(4)(P1)</li> </ul> <p>○家電リサイクル法の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境行政総合調整会議循環部会（H20）において、家電協会の市町村支援制度及び不法投棄された廃家電の回収・処理について情報提供</li> </ul> <p>○食品リサイクル法の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページへ食品リサイクル法の概要（所管省）を掲載し、県民へ情報提供</li> </ul> <p>○建設リサイクル法の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別解体、再資源化の普及啓発、関係機関の連携による建設工事現場のパトロールの実施</li> </ul> <p>○自動車リサイクル法の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係事業者（解体業者、破砕業者等）への監視・指導等による自動車のリサイクルの推進</li> </ul> <p>○廃棄物再生事業者登録制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法の一定の基準を満たす事業者を登録</li> </ul>	<p>○容器包装廃棄物分別収集実績【再掲】（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集量</td> <td>56</td> <td>61</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>81</td> <td>79</td> <td>78</td> <td>74</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table> <p>○家電リサイクル法対象四品目の引取実績</p> <p>H19:350千台, H20:347千台, H21:488千台</p> <p>○建設リサイクル法の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページを通じて、届出の手引きを掲載・更新するなど、分別解体・再資源化等の取組を促進</li> <li>・年2回、全国一斉パトロールとして、環境部局と建設部局とが合同でパトロールを実施</li> </ul> <p>○自動車リサイクル法の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連事業者への立入検査を実施</li> <li>立入件数（延べ）</li> <li>H19：115事業所, H20：120事業所, H21：200事業所</li> </ul> <p>○廃棄物再生事業者登録数</p> <p>H21 末現在：87事業者</p>		区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	収集量	56	61	64	64	81	79	78	74	68																																											
区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																										
収集量	56	61	64	64	81	79	78	74	68																																																										

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果																		
課 題	施 策																				
	<p>(5) 農業系廃棄物、上下水道汚泥のリサイクルの推進</p> <p>○家畜排せつ物のリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物処理施設の計画的な整備</li> <li>・畜産部門と耕種部門が連携した堆肥等の流通・利用の促進</li> </ul> <p>○上下水道汚泥のリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道汚泥：全量リサイクルの促進</li> <li>・下水道汚泥：リサイクルの促進及び新たな活用方法の検討</li> </ul>	<p>○畜産環境総合整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産施設周辺の環境整備と生産基盤整備の一体的な推進による、良好な家畜排せつ物処理施設の整備</li> </ul> <p>○「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」の改定（H21）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の家畜排せつ物処理施設の整備はほぼ完了し、今後はたい肥の利用の促進により重点をおいた内容に改定</li> </ul> <p>○資源循環型畜産推進指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づき、関係機関と連携した、畜産経営に起因する環境問題等の未然防止や早期解決</li> </ul> <p>○上水道汚泥の有効利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の上水道汚泥は、セメント・土壌改良材等に再生利用</li> <li>・浄水汚泥の全量リサイクルが図られるよう、「水道ビジョン」（H20.7改訂厚生労働省）に基づき、環境・エネルギー対策を強化</li> </ul> <p>○下水道汚泥の有効利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の下水道汚泥は、主にセメント・堆肥に再生利用</li> <li>・流域下水道から発生する汚泥は、バイオマスエネルギーとして活用する新たな方法を検討中</li> </ul>	<p>○畜産環境総合整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H19：2棟，H20：2棟，H21：1棟</li> </ul> <p>○「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」の改定（H21.9）</p> <p>○資源循環型畜産推進指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家の巡回指導等 H19：94件，H20：110件，H21：60件</li> </ul> <p>○上水道汚泥再生利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資源化方法</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント材</td> <td>5,527.4t</td> <td>5,141.6t</td> </tr> <tr> <td>土壌改良材</td> <td>1,312.5t</td> <td>2,795.5t</td> </tr> </tbody> </table> <p>○下水道汚泥再生利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資源化方法</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント材</td> <td>35,200.6t</td> <td>46,425.6t</td> </tr> <tr> <td>堆 肥</td> <td>60,820.4t</td> <td>61,549.6t</td> </tr> </tbody> </table>	資源化方法	H19	H20	セメント材	5,527.4t	5,141.6t	土壌改良材	1,312.5t	2,795.5t	資源化方法	H19	H20	セメント材	35,200.6t	46,425.6t	堆 肥	60,820.4t	61,549.6t
資源化方法	H19	H20																			
セメント材	5,527.4t	5,141.6t																			
土壌改良材	1,312.5t	2,795.5t																			
資源化方法	H19	H20																			
セメント材	35,200.6t	46,425.6t																			
堆 肥	60,820.4t	61,549.6t																			
<p><b>3 エコタウン構想の推進</b></p> <p>○資源循環型産業の拠点となる「びんごエコ団地」の整備・立地促進</p>	<p>(1) びんごエコタウンモデル地区の整備促進</p> <p>○福山市箕沖地区における、リサイクル企業向け用地「びんごエコ団地」の整備及び企業立地の推進</p>	<p>○びんごエコタウンモデル地区形成促進事業（H18, H19）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「びんごエコ団地」の整備を実施</li> </ul> <p>○びんごエコタウン推進事業（H20・21）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「びんごエコ団地」の分譲を推進</li> <li>・分譲促進のため企業立地支援制度を創設</li> </ul>	<p>○「びんごエコ団地」の造成工事・公募分譲</p> <p>H18・19：整地、道路・上下水道等 → 分譲6区画完成 H20：分譲開始 → 1社に2区画販売（H22立地予定） H21：各種広報等による販売促進</p> <p>○びんごエコ団地の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <td>福山市箕沖町</td> </tr> <tr> <th>分譲面積</th> <td>5.8ha うち2.0ha（2区画）分譲済</td> </tr> </thead> </table>	所在地	福山市箕沖町	分譲面積	5.8ha うち2.0ha（2区画）分譲済														
	所在地	福山市箕沖町																			
分譲面積	5.8ha うち2.0ha（2区画）分譲済																				
<p>(2) 福山リサイクル発電事業の推進</p> <p>○福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施し、可燃ごみからの熱回収などを広域的・効率的に推進</p>	<p>○福山リサイクル発電事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の広域処理及びサーマルサイクルを行い、CO<sub>2</sub>の削減等環境対策及び資源、エネルギー対策を推進</li> </ul>	<p>○福山リサイクル発電の稼働実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画市町：9市町（H16.4稼働）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RDF処理量</td> <td>7.5万t</td> <td>7.1万t</td> </tr> <tr> <td>売電電力量</td> <td>91.7百万kWh</td> <td>86.4百万kWh</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H20	H21	RDF処理量	7.5万t	7.1万t	売電電力量	91.7百万kWh	86.4百万kWh										
区分	H20	H21																			
RDF処理量	7.5万t	7.1万t																			
売電電力量	91.7百万kWh	86.4百万kWh																			
<p><b>4 環境意識の向上・自主的行動の推進</b></p> <p>○県民や事業者の環境意識を高めるための意識啓発や環境学習・環境教育の積極的な推進</p> <p>○県民や事業者、団体、行政等が連携した地域の取組の拡充</p>	<p>(1) 環境学習・環境教育の推進</p> <p>○環境学習指導者の育成</p> <p>○環境学習モデルタウンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習への先進的な取組を行う市町を「環境学習モデルタウン」として指定し、環境学習を推進</li> </ul> <p>○「環境月間」等の環境保全啓発行事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境の日（6月5日）」、「環境月間（6月）」、「3R推進月間（10月）」等において、環境保全啓発等を実施</li> </ul>	<p>○環境学習指導者の養成</p> <p>環境学習モデルタウン事業の中で、教員、地域の指導者等を対象に、特に体験学習を中心とした環境学習指導者の養成を実施</p> <p>○環境学習モデルタウン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定市町：尾道市、福山市、三次市、大竹市、廿日市市、安芸太田町</li> <li>・事業内容：指導者の育成、環境イベントの開催、環境学習モデル校の指定、環境学習会の開催等</li> </ul> <p>○環境月間行事（「環境の日」ひろしま大会）等の実施</p>	<p>○環境学習指導者講座受講者数（延人数）</p> <p>H19：198人，H20：338人，H21：264人</p> <p>○学校・地域、行政等が一体となり環境学習を促進</p> <p>○「環境の日」ひろしま大会の開催</p> <p>H19～21：来場者15～17千人</p>																		
	<p>(2) 環境情報の提供</p> <p>○県ホームページ等を利用した積極的な環境情報の提供</p>	<p>○積極的な環境情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物、産業廃棄物、リサイクル情報など項目ごとに必要とする情報を分かりやすく、迅速に提供</li> <li>・法改正や各種手続・様式等、最新の情報を提供</li> </ul>	<p>○エコひろしまアクセス件数</p> <p>H19：61,729件（月平均：5,100件） H20：74,834件（月平均：6,200件） H21：83,514件（月平均：7,000件）</p>																		

第 2 次 広 島 県 廃 棄 物 処 理 計 画		実施状況（平成 19, 20, 21 年度）	実 績 ・ 効 果																																	
課 題	施 策																																			
	<p>(3) 各主体の取組支援・連携強化</p> <p>○環境にやさしい自主的活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろしま地球環境フォーラム等の環境保全推進団体との連携を強化し、事業者、地域、家庭における自主的取組を支援</li> <li>・ISO14001, エコアクション 21 等の導入の支援</li> </ul> <p>○大学間連携組織等ネットワークとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の持つ専門的知識を学生の行動力を活かした環境保全活動や環境学習を实践</li> </ul>	<p>○環境にやさしい県民運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省資源・省エネルギー運動, リサイクル運動等の環境にやさしい県民運動を推進</li> <li>・自主的に環境保全活動に取り組む環境 NPO への支援</li> </ul> <p>○環境にやさしい企業活動の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコアクション 21 導入に向けた促進事業の実施</li> </ul> <p>○こどもエコクラブの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で子どもたちが中心となって環境保全活動に携わる「こどもエコクラブ」の育成</li> <li>・各種講座やイベントなど, こどもエコクラブの取組の参考となる情報の提供</li> </ul> <p>○大学環境ネットワーク協議会 (UE-net) との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境紙芝居の作成 (H19) と小学校・公民館等での講演</li> <li>・「環境の日」ひろしま大会をはじめとする環境イベントでの環境学習の開催</li> <li>・地域の学校・NPO との協働による環境保全活動の実施</li> </ul>	<p>○地球環境フォーラム一斉行動 (H20・21)</p> <p>H20: 27 団体, H21: 23 団体</p> <p>○環境講演会の開催状況</p> <p>H19: 3 回, 280 名参加 H20: 2 回, 170 名参加 H21: 2 回, 165 名参加</p> <p>○各種セミナーの開催</p> <p>H19: 6 セミナー開催, 136 名参加 H20: 6 セミナー開催, 153 名参加 H21: 6 セミナー開催, 156 名参加</p> <p>○エコアクション 21 導入支援事業 (H20・21)</p> <p>H20: 32 件, H21: 42 件</p> <p>○環境保全融資制度による支援</p> <p>H19: 1 件 (19,500 千円), H20: 3 件 (13,400 千円) H21: 2 件 (20,050 千円)</p> <p>○「こどもエコクラブ」登録者数</p> <p>H21 末現在: 56 団体, 994 名</p> <p>○環境紙芝居 県内 577 小学校へ配布</p> <p>○UE-net オリジナルエコバッグを作成し, 大学生に配布することで, 大学生の地球温暖化防止や環境保全の意識醸成を図った。</p>																																	
<p><b>5 環境基本計画等の策定の促進</b></p> <p>○循環型社会の実現に向けた取組を計画的に進めていくための, 市町における環境基本計画等の策定の促進</p>	<p>○市町による環境基本計画等の策定の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町で設置する「環境行政総合調整会議」等において, 市町による環境基本計画等の策定や環境行政をめぐる諸課題の解決に向けた取組に対し, 技術的な支援を実施</li> </ul>	<p>○市町による環境基本計画策定を促進 (H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境行政総合調整会議行政事務部会での策定を支援</li> <li>・市町版環境基本計画策定の手引きを作成・配布</li> </ul>	<p>○環境基本計画の策定団体の増加</p> <p>H21 末現在: 計画策定済 13 市町 計画策定着手 4 市</p>																																	
<p><b>6 県の率先した取組</b></p> <p>○県自ら「事業者」として, 県の業務全般において率先的な取組を推進</p>	<p>(1) 公共事業等における廃棄物の排出抑制・リサイクル等の推進</p> <p>○「広島県環境配慮推進要綱」に基づき, 県公共事業における環境配慮 (廃棄物の排出抑制, リサイクル, 省資源・省エネルギー等) を推進</p> <p>(2) グリーン調達等の推進</p> <p>○「広島県グリーン購入方針」等に基づき, 環境に配慮した物品や役務の調達等を推進</p> <p>○「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」に基づき, エコオフィスづくりを推進</p>	<p>○公共事業における環境配慮の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県公共事業において, 計画段階から環境への影響を点検し, 環境配慮を行う取組を推進</li> <li>・大・中規模事業においては, 計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成し, 環境配慮を徹底</li> </ul> <p>○グリーン購入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造から使用, 廃棄に至るまで環境への負荷の低減に配慮した物品の優先購入 (21 分野 251 品目)</li> </ul> <p>○環境配慮型行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスコスト削減対策推進会議などにおいて, 省エネルギー, 省資源に向けた意識啓発や積極的な取組を推進</li> </ul>	<p>○要綱を適用した事業数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮した事項</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の発生抑制, リサイクルの推進</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>省資源, 省エネルギーの推進</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>○グリーン購入率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>95.4%</td> <td>96.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○廃棄物減量化に向けた取組状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15 (基準年)</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H22 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ排出量 (t)</td> <td>4,481</td> <td>3,206</td> <td>2,636</td> <td>3,163</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率 (%)</td> <td>21.8</td> <td>37.1</td> <td>37.8</td> <td>42.8</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮した事項	H19	H20	H21	廃棄物の発生抑制, リサイクルの推進	13	14	15	省資源, 省エネルギーの推進	13	14	13		H19	H20		95.4%	96.6%	区 分	H15 (基準年)	H19	H20	H22 (目標)	ごみ排出量 (t)	4,481	3,206	2,636	3,163	リサイクル率 (%)	21.8	37.1	37.8	42.8
環境配慮した事項	H19	H20	H21																																	
廃棄物の発生抑制, リサイクルの推進	13	14	15																																	
省資源, 省エネルギーの推進	13	14	13																																	
	H19	H20																																		
	95.4%	96.6%																																		
区 分	H15 (基準年)	H19	H20	H22 (目標)																																
ごみ排出量 (t)	4,481	3,206	2,636	3,163																																
リサイクル率 (%)	21.8	37.1	37.8	42.8																																